

新	旧
<p style="text-align: center;">(令和6年8月1日改正後全文)</p> <p style="text-align: center;">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に要する費用の算定に当たっては、別紙1「老人保護措置費支弁基準」により算定した額の合計額から、別紙2「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を基本とするものであること。</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費支弁基準</p> <p>1 事務費</p> <p>(1) 施設（月額）</p> <p>次の一般事務費及び特別事務費の合算額（別表2）を基準額とする。</p> <p>ア 一般事務費</p> <p>別表1に示す一般事務費基準額等とする。</p> <p>イ 特別事務費</p> <p>次の（ア）により算定した額に（ウ）に示す額を合算した額とし、（イ）、（エ）、（オ）及び（カ）に示す加算額は、該当者に対して加算し、（キ）に示す加算額は該当する施設に対して加算する。</p> <p>(ア) 民間施設給与等改善費</p> <p>民間施設においては、公立施設と比して、初任給等給与水準（諸手当を含む）、昇進その他の身分保障、住宅その他の福利厚生面などに格差を生じていることから、民間施設の措置費に加算し、公私間の格差の是正を図るため、アの一般事務費に11%の加算率を乗じた額とする。</p> <p>(イ) 障害者等加算</p> <p>a 目的</p> <p>養護老人ホームの入所者のうち、要支援・要介護者が有する介護ニーズについては、介護サービスにより対応することとされているが、要支援・要介護非該当者（施設が外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けないなど介護サービスの対応ができない者を含む。）であっても継続的な援護を要する者が入所していることに鑑み、これらの者を援護できる体制を整備することにより、入所者処遇の充実を図るものとする。</p> <p>b 加算の対象</p> <p>(a) 加算対象施設</p> <p>(b) の対象者として市町村長が認定した者が入所している施設とする。</p> <p>(b) 対象者</p> <p>入所者のうち要支援・要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者として、例示した者など、市町村長が適当と認めたものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(令和6年6月1日改正後全文)</p> <p style="text-align: center;">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に要する費用の算定に当たっては、別紙1「老人保護措置費支弁基準」により算定した額の合計額から、別紙2「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を基本とするものであること。</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費支弁基準</p> <p>1 事務費</p> <p>(1) 施設（月額）</p> <p>次の一般事務費及び特別事務費の合算額（別表2）を基準額とする。</p> <p>ア 一般事務費</p> <p>別表1に示す一般事務費基準額等とする。</p> <p>イ 特別事務費</p> <p>次の（ア）により算定した額に（ウ）に示す額を合算した額とし、（イ）、（エ）、（オ）及び（カ）に示す加算額は、該当者に対して加算し、（キ）に示す加算額は該当する施設に対して加算する。</p> <p>(ア) 民間施設給与等改善費</p> <p>民間施設においては、公立施設と比して、初任給等給与水準（諸手当を含む）、昇進その他の身分保障、住宅その他の福利厚生面などに格差を生じていることから、民間施設の措置費に加算し、公私間の格差の是正を図るため、アの一般事務費に11%の加算率を乗じた額とする。</p> <p>(イ) 障害者等加算</p> <p>a 目的</p> <p>養護老人ホームの入所者のうち、要支援・要介護者が有する介護ニーズについては、介護サービスにより対応することとされているが、要支援・要介護非該当者（施設が外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けないなど介護サービスの対応ができない者を含む。）であっても継続的な援護を要する者が入所していることに鑑み、これらの者を援護できる体制を整備することにより、入所者処遇の充実を図るものとする。</p> <p>b 加算の対象</p> <p>(a) 加算対象施設</p> <p>(b) の対象者として市町村長が認定した者が入所している施設とする。</p> <p>(b) 対象者</p> <p>入所者のうち要支援・要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者として、例示した者など、市町村長が適当と認めたものとする。</p>

新	旧																								
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持する者</li> <li>・ アルコール依存症、統合失調症等、医師の診断書がある者</li> <li>・ その他、継続的な援護を要する特段の理由がある者等 (ケース記録等で状況を確認し、必要があれば施設職員にヒアリングを行う)</li> </ul> <p>c 加算単価 加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、34,000円とする。</p> <p>d 認定方法 加算対象施設及び加算対象者の認定時期については、従前からの対象者については毎年4月1日現在において、また、その翌日以降に、入所や障害が認定されるなどの理由で新たに加算の対象となる者については、その翌月1日現在において、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式1を参考とした申請書を提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には加算対象施設として市町村長が認定することとする。</p> <p>(ウ) 夜間勤務体制加算</p> <p>a 目的 夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図るものとする。</p> <p>b 加算の対象 加算対象施設は、毎年4月1日現在で指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設とする。</p> <p>c 加算単価 利用者1人当たりの加算単価(月額)は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>入所定員数</td> <td>50名以下</td> <td>51名以上 75名以下</td> <td>76名以上 100名以下</td> <td>101名以上 150名未満</td> <td>150名以上</td> </tr> <tr> <td>加算単価 (月額)</td> <td>9,500円</td> <td>8,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,800円</td> <td>3,200円</td> </tr> </table> <p>(エ) 介護保険料加算 養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。</p> <p>(オ) 老人短期入所加算</p> <p>a 目的 在宅において生活することが一時的に困難となった者を短期入所させた場合に、様々な援護を要することから、その処遇の向上を図るものとする。</p> <p>b 加算の対象 要支援又は要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等により、在宅において生活する</p>	入所定員数	50名以下	51名以上 75名以下	76名以上 100名以下	101名以上 150名未満	150名以上	加算単価 (月額)	9,500円	8,000円	6,000円	4,800円	3,200円	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持する者</li> <li>・ アルコール依存症、統合失調症等、医師の診断書がある者</li> <li>・ その他、継続的な援護を要する特段の理由がある者等 (ケース記録等で状況を確認し、必要があれば施設職員にヒアリングを行う)</li> </ul> <p>c 加算単価 加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、34,000円とする。</p> <p>d 認定方法 加算対象施設及び加算対象者の認定時期については、従前からの対象者については毎年4月1日現在において、また、その翌日以降に、入所や障害が認定されるなどの理由で新たに加算の対象となる者については、その翌月1日現在において、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式1を参考とした申請書を提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には加算対象施設として市町村長が認定することとする。</p> <p>(ウ) 夜間勤務体制加算</p> <p>a 目的 夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図るものとする。</p> <p>b 加算の対象 加算対象施設は、毎年4月1日現在で指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設とする。</p> <p>c 加算単価 利用者1人当たりの加算単価(月額)は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>入所定員数</td> <td>50名以下</td> <td>51名以上 75名以下</td> <td>76名以上 100名以下</td> <td>101名以上 150名未満</td> <td>150名以上</td> </tr> <tr> <td>加算単価 (月額)</td> <td>9,500円</td> <td>8,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,800円</td> <td>3,200円</td> </tr> </table> <p>(エ) 介護保険料加算 養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。</p> <p>(オ) 老人短期入所加算</p> <p>a 目的 在宅において生活することが一時的に困難となった者を短期入所させた場合に、様々な援護を要することから、その処遇の向上を図るものとする。</p> <p>b 加算の対象 要支援又は要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等により、在宅において生活する</p>	入所定員数	50名以下	51名以上 75名以下	76名以上 100名以下	101名以上 150名未満	150名以上	加算単価 (月額)	9,500円	8,000円	6,000円	4,800円	3,200円
入所定員数	50名以下	51名以上 75名以下	76名以上 100名以下	101名以上 150名未満	150名以上																				
加算単価 (月額)	9,500円	8,000円	6,000円	4,800円	3,200円																				
入所定員数	50名以下	51名以上 75名以下	76名以上 100名以下	101名以上 150名未満	150名以上																				
加算単価 (月額)	9,500円	8,000円	6,000円	4,800円	3,200円																				

新	旧																																																																																																																		
<p>ことが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者として、市町村長が適当と認めたものとする。</p> <p>c 加算単価 加算対象者1人当たりの加算単価（日額）は、300円とする。</p> <p>d 認定方法 市町村長は、養護老人ホームへの短期入所の可否を判定するに当たっては、本指針を基にその必要性を検討すること。 なお、その際には、必要に応じ、入所判定委員会等を活用すること。ただし、急を要すると市町村長が認める場合にあっては、利用申請手続等は、事後でも差し支えないものとする。この場合、手続はできるだけ速やかに行うものとする。</p> <p>e その他 (a) 原則として、入所の期間が概ね30日以内の者を対象とする。ただし、やむを得ない場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。 (b) 実施に当たっては、地域包括支援センター、福祉事務所及び民生委員等の関係機関等との十分な連携を図ること。</p> <p>(カ) 介護サービス利用者負担加算 a 目的 入所者が介護サービスを利用した場合に、その利用に係る利用者負担の一部について加算することにより、必要な介護サービスの利用を図るものとする。 b 加算の対象 養護老人ホームの入所者であって、介護サービスを利用した者とする。 c 加算額 養護老人ホームの入所者のうち、介護サービスを利用した者に対し、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める階層区分に応じ、利用者負担の上限額を勘案して、利用者1人当たり加算単価（月額）は、次のとおりとする。 ただし、介護サービスの利用実績に支弁割合を乗じた額が加算額を下回る場合は、利用実績額に支弁割合を乗じた額を上限として加算する。 なお、高額介護サービス費に該当する場合は、高額介護サービス費の適用が優先されるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">要支援・要介護区分</th> <th colspan="6">費用徴収階層区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1～23(80万円以下)</th> <th colspan="2">24～38</th> <th colspan="2">39以上(150万円超)</th> </tr> <tr> <th>支弁割合</th> <th>加算額</th> <th>支弁割合</th> <th>加算額</th> <th>支弁割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td rowspan="3">100%</td> <td>4,800円</td> <td rowspan="3">75%</td> <td>3,600円</td> <td rowspan="3">50%</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>10,000円</td> <td>7,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>経過的要介護</td> <td>6,000円</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td rowspan="5">100% (上限額)</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="5">75% (上限額)</td> <td>12,000円</td> <td rowspan="5">50% (上限額)</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>15,000円</td> <td>13,500円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>15,000円</td> <td>15,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>15,000円</td> <td>16,500円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>15,000円</td> <td>18,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	要支援・要介護区分	費用徴収階層区分						1～23(80万円以下)		24～38		39以上(150万円超)		支弁割合	加算額	支弁割合	加算額	支弁割合	加算額	要支援1	100%	4,800円	75%	3,600円	50%	2,400円	要支援2	10,000円	7,500円	5,000円	経過的要介護	6,000円	4,500円	3,000円	要介護1	100% (上限額)	15,000円	75% (上限額)	12,000円	50% (上限額)	8,000円	要介護2	15,000円	13,500円	9,000円	要介護3	15,000円	15,000円	10,000円	要介護4	15,000円	16,500円	11,000円	要介護5	15,000円	18,000円	12,000円	<p>ことが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者として、市町村長が適当と認めたものとする。</p> <p>c 加算単価 加算対象者1人当たりの加算単価（日額）は、300円とする。</p> <p>d 認定方法 市町村長は、養護老人ホームへの短期入所の可否を判定するに当たっては、本指針を基にその必要性を検討すること。 なお、その際には、必要に応じ、入所判定委員会等を活用すること。ただし、急を要すると市町村長が認める場合にあっては、利用申請手続等は、事後でも差し支えないものとする。この場合、手続はできるだけ速やかに行うものとする。</p> <p>e その他 (a) 原則として、入所の期間が概ね30日以内の者を対象とする。ただし、やむを得ない場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。 (b) 実施に当たっては、地域包括支援センター、福祉事務所及び民生委員等の関係機関等との十分な連携を図ること。</p> <p>(カ) 介護サービス利用者負担加算 a 目的 入所者が介護サービスを利用した場合に、その利用に係る利用者負担の一部について加算することにより、必要な介護サービスの利用を図るものとする。 b 加算の対象 養護老人ホームの入所者であって、介護サービスを利用した者とする。 c 加算額 養護老人ホームの入所者のうち、介護サービスを利用した者に対し、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める階層区分に応じ、利用者負担の上限額を勘案して、利用者1人当たり加算単価（月額）は、次のとおりとする。 ただし、介護サービスの利用実績に支弁割合を乗じた額が加算額を下回る場合は、利用実績額に支弁割合を乗じた額を上限として加算する。 なお、高額介護サービス費に該当する場合は、高額介護サービス費の適用が優先されるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">要支援・要介護区分</th> <th colspan="6">費用徴収階層区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1～23(80万円以下)</th> <th colspan="2">24～38</th> <th colspan="2">39以上(150万円超)</th> </tr> <tr> <th>支弁割合</th> <th>加算額</th> <th>支弁割合</th> <th>加算額</th> <th>支弁割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td rowspan="3">100%</td> <td>4,800円</td> <td rowspan="3">75%</td> <td>3,600円</td> <td rowspan="3">50%</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>10,000円</td> <td>7,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>経過的要介護</td> <td>6,000円</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td rowspan="5">100% (上限額)</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="5">75% (上限額)</td> <td>12,000円</td> <td rowspan="5">50% (上限額)</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>15,000円</td> <td>13,500円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>15,000円</td> <td>15,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>15,000円</td> <td>16,500円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>15,000円</td> <td>18,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	要支援・要介護区分	費用徴収階層区分						1～23(80万円以下)		24～38		39以上(150万円超)		支弁割合	加算額	支弁割合	加算額	支弁割合	加算額	要支援1	100%	4,800円	75%	3,600円	50%	2,400円	要支援2	10,000円	7,500円	5,000円	経過的要介護	6,000円	4,500円	3,000円	要介護1	100% (上限額)	15,000円	75% (上限額)	12,000円	50% (上限額)	8,000円	要介護2	15,000円	13,500円	9,000円	要介護3	15,000円	15,000円	10,000円	要介護4	15,000円	16,500円	11,000円	要介護5	15,000円	18,000円	12,000円
要支援・要介護区分		費用徴収階層区分																																																																																																																	
		1～23(80万円以下)		24～38		39以上(150万円超)																																																																																																													
	支弁割合	加算額	支弁割合	加算額	支弁割合	加算額																																																																																																													
要支援1	100%	4,800円	75%	3,600円	50%	2,400円																																																																																																													
要支援2		10,000円		7,500円		5,000円																																																																																																													
経過的要介護		6,000円		4,500円		3,000円																																																																																																													
要介護1	100% (上限額)	15,000円	75% (上限額)	12,000円	50% (上限額)	8,000円																																																																																																													
要介護2		15,000円		13,500円		9,000円																																																																																																													
要介護3		15,000円		15,000円		10,000円																																																																																																													
要介護4		15,000円		16,500円		11,000円																																																																																																													
要介護5		15,000円		18,000円		12,000円																																																																																																													
要支援・要介護区分	費用徴収階層区分																																																																																																																		
	1～23(80万円以下)		24～38		39以上(150万円超)																																																																																																														
	支弁割合	加算額	支弁割合	加算額	支弁割合	加算額																																																																																																													
要支援1	100%	4,800円	75%	3,600円	50%	2,400円																																																																																																													
要支援2		10,000円		7,500円		5,000円																																																																																																													
経過的要介護		6,000円		4,500円		3,000円																																																																																																													
要介護1	100% (上限額)	15,000円	75% (上限額)	12,000円	50% (上限額)	8,000円																																																																																																													
要介護2		15,000円		13,500円		9,000円																																																																																																													
要介護3		15,000円		15,000円		10,000円																																																																																																													
要介護4		15,000円		16,500円		11,000円																																																																																																													
要介護5		15,000円		18,000円		12,000円																																																																																																													

新	旧
<p>d 認定方法</p> <p>市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式2を参考とした申請書を提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には加算対象施設として認定し、速やかに通知するとともに、次の方法により加算すること。</p> <p>(a) 算定は、前月の介護サービスの利用実績及び費用徴収階層等に基づいて行うこと。</p> <p>(b) 申請に当たっては、次の書類を添付させること。</p> <p>① 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号通知）に定める介護サービス計画書第7票等、加算の対象となる者による介護サービスの利用状況（見込み）が把握できるもの</p> <p>② 加算の対象となるものの費用徴収階層が把握できるもの</p> <p>なお、継続して本加算を受ける者については、当該者の費用徴収階層が変更となった場合を除き、省略することができる。</p> <p>(キ) 養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算</p> <p>a 目的</p> <p>入所者の高齢化や要介護度の重度化等に伴い、個別支援を要する機会が増えている養護老人ホーム勤務職員の処遇改善を図るものとする。</p> <p>b 加算の対象</p> <p>別に定める「養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算実施要領」の加算に関する要件に適合し、賃金の改善等を実施しているものとして、施設所在地市町村長へ届け出た施設に対して、当該要領の規定に従い、加算する。</p> <p>c 加算額</p> <p>別紙1の別表1の養護老人ホーム一般事務費基準額（月額）で定める人件費に <u>4.46%</u> 加算する。</p> <p>ただし、別に定める「養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算実施要領」のキャリアパス要件の適合状況に応じて、加算額は異なる。</p> <p>（養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅰ）…減算率なし  養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅱ）…養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅰ）×90%  養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅲ）…養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅰ）×80%）</p> <p>d 認定方法</p> <p>加算の認定を受けようとする施設は、施設所在地市町村長が別に定める提出期日までに「養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算実施要領」で規定する養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算届出書等を提出すること。</p> <p>なお、施設所在地市町村長は当該施設の計画内容について確認を行い、必要な賃金改善が図られる内容で計画が策定されている場合には、加算対象施設として認定し、速やかに当該施設及び措置市町村長へ通知すること。</p>	<p>d 認定方法</p> <p>市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式2を参考とした申請書を提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には加算対象施設として認定し、速やかに通知するとともに、次の方法により加算すること。</p> <p>(a) 算定は、前月の介護サービスの利用実績及び費用徴収階層等に基づいて行うこと。</p> <p>(b) 申請に当たっては、次の書類を添付させること。</p> <p>① 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号通知）に定める介護サービス計画書第7票等、加算の対象となる者による介護サービスの利用状況（見込み）が把握できるもの</p> <p>② 加算の対象となるものの費用徴収階層が把握できるもの</p> <p>なお、継続して本加算を受ける者については、当該者の費用徴収階層が変更となった場合を除き、省略することができる。</p> <p>(キ) 養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算</p> <p>a 目的</p> <p>入所者の高齢化や要介護度の重度化等に伴い、個別支援を要する機会が増えている養護老人ホーム勤務職員の処遇改善を図るものとする。</p> <p>b 加算の対象</p> <p>別に定める「養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算実施要領」の加算に関する要件に適合し、賃金の改善等を実施しているものとして、施設所在地市町村長へ届け出た施設に対して、当該要領の規定に従い、加算する。</p> <p>c 加算額</p> <p>別紙1の別表1の養護老人ホーム一般事務費基準額（月額）で定める人件費に <u>5.26%</u> 加算する。</p> <p>ただし、別に定める「養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算実施要領」のキャリアパス要件の適合状況に応じて、加算額は異なる。</p> <p>（養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅰ）…減算率なし  養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅱ）…養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅰ）×90%  養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅲ）…養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅰ）×80%）</p> <p>d 認定方法</p> <p>加算の認定を受けようとする施設は、施設所在地市町村長が別に定める提出期日までに「養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算実施要領」で規定する養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算届出書等を提出すること。</p> <p>なお、施設所在地市町村長は当該施設の計画内容について確認を行い、必要な賃金改善が図られる内容で計画が策定されている場合には、加算対象施設として認定し、速やかに当該施設及び措置市町村長へ通知すること。</p>



新	旧																																								
<p>(2) 養護受託者 法第11条第1項第3号による養護受託者に対する事務費は、養護の委託を引き受けた者1人につき月額32,000円とする。</p> <p>2 生活費 生活費については、原則として、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）（以下「措置費に係る国指針」という。）に基づくものとし、具体的には、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般生活費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区</th> <th style="text-align: center;">分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">養護老人ホーム及び養護受託者(甲地)(A)</td> <td style="text-align: right;">56,380円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準費用額(居住費)の見直しを踏まえた改定分(令和6年8月～)(B)</td> <td style="text-align: right;">1,824円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(A)+(B)</td> <td style="text-align: right;">58,204円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地区別冬期加算(Ⅵ区;11月から3月)</td> <td style="text-align: right;">2,070円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入院した場合の入院患者の日用品費</td> <td>基準額</td> <td>生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の基準額</td> </tr> <tr> <td>地区別冬期加算額</td> <td>生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各年度において4月1日現在の基準を適用する。</p> <p>(2) 期末加算 毎年12月1日現在における被措置者につき、1人当たり5,140円(甲地)を加算する。</p> <p>(3) 病弱者加算 養護老人ホームに入所している被措置者のうち、病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別な食事の給食を1月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定したものに付き、1人当たり13,160円を加算する。</p> <p>(4) 被服費加算 毎年4月1日現在における被措置者につき、1人当たり1,000円を加算する。</p> <p>(5) 加算の特例 70歳以上の者及び国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者(公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の受給停止事由に該当する者を除く。)については、養護老人ホーム及び養護委託の場合は1人当たり22,500円の範囲内で加算することができる。</p> <p>3 移送費 次に掲げる移送に必要な最小限度の額とする。</p> <p>(1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合。</p>	区	分	額	養護老人ホーム及び養護受託者(甲地)(A)		56,380円	基準費用額(居住費)の見直しを踏まえた改定分(令和6年8月～)(B)		1,824円	(A)+(B)		58,204円	地区別冬期加算(Ⅵ区;11月から3月)		2,070円	入院した場合の入院患者の日用品費	基準額	生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の基準額	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算額	<p>(2) 養護受託者 法第11条第1項第3号による養護受託者に対する事務費は、養護の委託を引き受けた者1人につき月額32,000円とする。</p> <p>2 生活費 生活費については、原則として、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）（以下「措置費に係る国指針」という。）に基づくものとし、具体的には、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般生活費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区</th> <th style="text-align: center;">分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">養護老人ホーム及び養護受託者(甲地)(A)</td> <td style="text-align: right;">54,980円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消費税増税分(8%→10%)の影響額(B)</td> <td style="text-align: right;">1,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(A)+(B)</td> <td style="text-align: right;">56,380円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地区別冬期加算(Ⅵ区;11月から3月)</td> <td style="text-align: right;">2,070円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入院した場合の入院患者の日用品費</td> <td>基準額</td> <td>生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の基準額</td> </tr> <tr> <td>地区別冬期加算額</td> <td>生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各年度において4月1日現在の基準を適用する。</p> <p>(2) 期末加算 毎年12月1日現在における被措置者につき、1人当たり5,140円(甲地)を加算する。</p> <p>(3) 病弱者加算 養護老人ホームに入所している被措置者のうち、病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別な食事の給食を1月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定したものに付き、1人当たり13,160円を加算する。</p> <p>(4) 被服費加算 毎年4月1日現在における被措置者につき、1人当たり1,000円を加算する。</p> <p>(5) 加算の特例 70歳以上の者及び国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者(公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の受給停止事由に該当する者を除く。)については、養護老人ホーム及び養護委託の場合は1人当たり22,500円の範囲内で加算することができる。</p> <p>3 移送費 次に掲げる移送に必要な最小限度の額とする。</p> <p>(1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合。</p>	区	分	額	養護老人ホーム及び養護受託者(甲地)(A)		54,980円	消費税増税分(8%→10%)の影響額(B)		1,400円	(A)+(B)		56,380円	地区別冬期加算(Ⅵ区;11月から3月)		2,070円	入院した場合の入院患者の日用品費	基準額	生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の基準額	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算額
区	分	額																																							
養護老人ホーム及び養護受託者(甲地)(A)		56,380円																																							
基準費用額(居住費)の見直しを踏まえた改定分(令和6年8月～)(B)		1,824円																																							
(A)+(B)		58,204円																																							
地区別冬期加算(Ⅵ区;11月から3月)		2,070円																																							
入院した場合の入院患者の日用品費	基準額	生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の基準額																																							
	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算額																																							
区	分	額																																							
養護老人ホーム及び養護受託者(甲地)(A)		54,980円																																							
消費税増税分(8%→10%)の影響額(B)		1,400円																																							
(A)+(B)		56,380円																																							
地区別冬期加算(Ⅵ区;11月から3月)		2,070円																																							
入院した場合の入院患者の日用品費	基準額	生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の基準額																																							
	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準(注)に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算額																																							

新	旧
<p>(2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び医療機関から退院する場合（生活保護法による医療扶助により受給する場合を除く。）。</p> <p>(3) 措置の開始、変更又は廃止に伴って養護受託者の家庭に転入する場合又は養護受託者の家庭から転出する場合</p>	<p>(2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び医療機関から退院する場合（生活保護法による医療扶助により受給する場合を除く。）。</p> <p>(3) 措置の開始、変更又は廃止に伴って養護受託者の家庭に転入する場合又は養護受託者の家庭から転出する場合</p>
<p>4 葬祭費</p> <p>葬祭費は、遺留金品により賄えない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基準額</p> <p>1件当たりの基準額は、生活保護法の保護基準に定められた基準額とする。</p> <p>(2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が生活保護法の保護基準に定められた額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。</p> <p>(3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他遺体の運搬に要する費用の額が生活保護法の保護基準に定められた額を超えるときは、当該基準により算定した額を基準額に加算する。</p> <p>(4) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文章作成の手数料を含む。）が生活保護法の保護基準に定められた額を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。</p> <p>(5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、遺体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費相当額を基準額に加算する。</p> <p>(6) 遺留金品等を充当した場合は、当該充当額を（1）から（5）までにより得た額から控除する。</p> <p>(7)（1）から（4）で適用する生活保護法の保護基準は、各年度において4月1日現在の基準を適用する。</p>	<p>4 葬祭費</p> <p>葬祭費は、遺留金品により賄えない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基準額</p> <p>1件当たりの基準額は、生活保護法の保護基準に定められた基準額とする。</p> <p>(2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が生活保護法の保護基準に定められた額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。</p> <p>(3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他遺体の運搬に要する費用の額が生活保護法の保護基準に定められた額を超えるときは、当該基準により算定した額を基準額に加算する。</p> <p>(4) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文章作成の手数料を含む。）が生活保護法の保護基準に定められた額を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。</p> <p>(5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、遺体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費相当額を基準額に加算する。</p> <p>(6) 遺留金品等を充当した場合は、当該充当額を（1）から（5）までにより得た額から控除する。</p> <p>(7)（1）から（4）で適用する生活保護法の保護基準は、各年度において4月1日現在の基準を適用する。</p>
<p>5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置に要する費用</p> <p>法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額とする。</p> <p>なお、当該「措置に要する費用」には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月20日厚生省告示第21号）を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれるものであること。</p>	<p>5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置に要する費用</p> <p>法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額とする。</p> <p>なお、当該「措置に要する費用」には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月20日厚生省告示第21号）を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれるものであること。</p>
<p>6 各月の支弁基準額の認定方法等</p> <p>(1) 養護老人ホームが所在する市町村の長は、毎年当初（年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時）措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ基準に基づき算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。</p> <p>(2) 被措置者の措置に要する費用の支弁は、各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の支弁月額の合算額をもって毎月当初これを行うこと。</p> <p>ただし、生活費については、月の途中で措置を開始し又は廃止した場合、当該月の支弁額は次により算定した額とする。</p>	<p>6 各月の支弁基準額の認定方法等</p> <p>(1) 養護老人ホームが所在する市町村の長は、毎年当初（年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時）措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ基準に基づき算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。</p> <p>(2) 被措置者の措置に要する費用の支弁は、各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の支弁月額の合算額をもって毎月当初これを行うこと。</p> <p>ただし、生活費については、月の途中で措置を開始し又は廃止した場合、当該月の支弁額は次により算定した額とする。</p>

新	旧
<p>生活費支弁月額 × (当該月の実措置日数 ÷ 当該月の実日数)</p> <p>(3) 新たに事業を開始した施設については、(2)にかかわらず事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。</p> <p>支弁月額(事務費及び生活費) × (当該月の実措置日数 ÷ 当該月の実日数)</p> <p>(4) 施設に係る事務費支弁月額は、当該施設の入所定員(地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。)によること。</p>	<p>生活費支弁月額 × (当該月の実措置日数 ÷ 当該月の実日数)</p> <p>(3) 新たに事業を開始した施設については、(2)にかかわらず事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。</p> <p>支弁月額(事務費及び生活費) × (当該月の実措置日数 ÷ 当該月の実日数)</p> <p>(4) 施設に係る事務費支弁月額は、当該施設の入所定員(地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。)によること。</p>
<p>7 留意事項</p> <p>(1) 事務費について</p> <p>別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額は、別紙3に示す職員数が配置されていることを基本とし、定員規模としては、「100名未満」、「100名以上150名未満」及び「150名以上」の3区分とし、措置費に係る国指針により、それぞれ「100名未満」は「41～50」を、「100名以上150名未満」は「91～100」を、「150名以上」は「141～150」あるいは最多規模の数値を用いるとともに、級地については、一律、特甲地の「11/100」として設定してあるものであり、養護老人ホームが所在する市町村の長は、これを参考に地域の実情に応じ、適正な水準とすること。</p> <p>なお、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合の基準額は、上段の規定にかかわらず、設定値の9割程度として設定しているものである。</p> <p>(2) 民間施設給与等改善費について</p> <p>民間施設給与等改善費については、本来、職員1人当たりの平均勤続年数に基づき、人件費及び管理費に区分して加算するものであるが、直近の実態(過去3か年の平均値)を踏まえ、一律11%とすること。</p> <p>なお、介護報酬の改定に合わせて見直すこととし、その際には、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図りたい。</p> <p>(3) 養護老人ホーム事務費の人件費及び管理費の区分について</p> <p>養護老人ホームの事務費のうち、一般事務費は「人件費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別表1のとおりである。</p> <p>この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)により適正を期するよう指導すること。</p> <p>なお、「人件費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営に必要な人件費以外の諸経費をいうものである。</p> <p>(4) 市町村に対する助言</p> <p>神奈川県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。</p>	<p>7 留意事項</p> <p>(1) 事務費について</p> <p>別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額は、別紙3に示す職員数が配置されていることを基本とし、定員規模としては、「100名未満」、「100名以上150名未満」及び「150名以上」の3区分とし、措置費に係る国指針により、それぞれ「100名未満」は「41～50」を、「100名以上150名未満」は「91～100」を、「150名以上」は「141～150」あるいは最多規模の数値を用いるとともに、級地については、一律、特甲地の「11/100」として設定してあるものであり、養護老人ホームが所在する市町村の長は、これを参考に地域の実情に応じ、適正な水準とすること。</p> <p>なお、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合の基準額は、上段の規定にかかわらず、設定値の9割程度として設定しているものである。</p> <p>(2) 民間施設給与等改善費について</p> <p>民間施設給与等改善費については、本来、職員1人当たりの平均勤続年数に基づき、人件費及び管理費に区分して加算するものであるが、直近の実態(過去3か年の平均値)を踏まえ、一律11%とすること。</p> <p>なお、介護報酬の改定に合わせて見直すこととし、その際には、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図りたい。</p> <p>(3) 養護老人ホーム事務費の人件費及び管理費の区分について</p> <p>養護老人ホームの事務費のうち、一般事務費は「人件費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別表1のとおりである。</p> <p>この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)により適正を期するよう指導すること。</p> <p>なお、「人件費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営に必要な人件費以外の諸経費をいうものである。</p> <p>(4) 市町村に対する助言</p> <p>神奈川県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。</p>

新	旧
<p>(5) 経過措置</p> <p>この指針が施行される平成 19 年 4 月 1 日以前に外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けた養護老人ホームに係る 1 の事務費の算定に当たっては、措置費に係る国指針及び「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124003 号厚生労働省老健局長通知)に基づき算定された額とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 法第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 2 項(養護老人ホーム及び養護委託に限る。)に規定する措置に要する費用に係る法第 28 条の規定による徴収金については、平成 19 年 7 月分の徴収金から適用し、同年 6 月分までの徴収金については、従前の例によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」の別紙 1 老人保護措置費支弁基準 2 生活費(1)一般生活費の入院した場合の入院患者日用品費に関する規定は、この指針の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入院若しくは施行日以前から継続して入院している場合は、施行日以後の期間に対応する入院期間について適用し、施行日前の入院期間に対応する分については、なおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 26 年 11 月 13 日から施行し、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。</p> <p>2 改正後の「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」の別紙 1 老人保護措置費支弁基準 2 生活費(1)一般生活費の入院した場合の入院患者日用品費に関する規定は、この指針の適用の日(以下「適用日」という。)以後に入院若しくは適用日以前から継続して入院している場合は、適用日以後の期間に対応する入院期間について適用し、適用日前の入院期間に対応する分については、なおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(5) 経過措置</p> <p>この指針が施行される平成 19 年 4 月 1 日以前に外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けた養護老人ホームに係る 1 の事務費の算定に当たっては、措置費に係る国指針及び「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124003 号厚生労働省老健局長通知)に基づき算定された額とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 法第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 2 項(養護老人ホーム及び養護委託に限る。)に規定する措置に要する費用に係る法第 28 条の規定による徴収金については、平成 19 年 7 月分の徴収金から適用し、同年 6 月分までの徴収金については、従前の例によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」の別紙 1 老人保護措置費支弁基準 2 生活費(1)一般生活費の入院した場合の入院患者日用品費に関する規定は、この指針の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入院若しくは施行日以前から継続して入院している場合は、施行日以後の期間に対応する入院期間について適用し、施行日前の入院期間に対応する分については、なおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 26 年 11 月 13 日から施行し、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。</p> <p>2 改正後の「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」の別紙 1 老人保護措置費支弁基準 2 生活費(1)一般生活費の入院した場合の入院患者日用品費に関する規定は、この指針の適用の日(以下「適用日」という。)以後に入院若しくは適用日以前から継続して入院している場合は、適用日以後の期間に対応する入院期間について適用し、適用日前の入院期間に対応する分については、なおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>



新	旧
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」の別紙 1 老人保護措置費支弁基準 2 生活費（1）一般生活費の入院した場合の入院患者日用品費に関する規定は、この指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入院若しくは施行日以前から継続して入院している場合は、施行日以後の期間に対応する入院期間について適用し、施行日前の入院期間に対応する分については、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」の別紙 1 老人保護措置費支弁基準 2 生活費（1）一般生活費の入院した場合の入院患者日用品費に関する規定は、この指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入院若しくは施行日以前から継続して入院している場合は、施行日以後の期間に対応する入院期間について適用し、施行日前の入院期間に対応する分については、なおその効力を有する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和元年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和元年 10 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和 6 年 4 月 18 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和 6 年 4 月 18 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</p>

新	旧
<p>附 則 1 この指針は、令和6年6月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>1 この指針は、令和6年8月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 1 この指針は、令和6年6月1日から施行する。</p>

新						
別表1						
養護老人ホーム一般事務費基準額（月額）						
1 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）						
（単位 円）						
入所定員数	基準額（単独型）			基準額（併設型）		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100名未満	109,966	7,746	117,712	72,338	5,734	78,072
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	114,870	7,746	122,616	75,564	5,734	81,298
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	114,375	7,746	122,121	75,238	5,734	80,972
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	113,891	7,746	121,637	74,920	5,734	80,654
100名以上150名未満	77,872	5,533	83,405	58,253	4,628	62,881
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	81,345	5,533	86,878	60,851	4,628	65,479
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	80,994	5,533	86,527	60,588	4,628	65,216
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	80,652	5,533	86,185	60,332	4,628	64,960
150名以上	70,024	5,231	75,255	56,844	4,628	61,472
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	73,147	5,231	78,378	59,379	4,628	64,007
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	72,831	5,231	78,062	59,123	4,628	63,751
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	72,523	5,231	77,754	58,873	4,628	63,501
注 併設型とは、措置費に係る国指針の平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」又は「入所定員40名以下の小規模養護老人ホームであって、特別養護老人ホームに併設する」場合をいうものである。（以下同じ。）						
2 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）						
(1) 基本職員分（介護サービスの提供を受けている該当者分）						
（単位 円）						
入所定員数	基準額（単独型）			基準額（併設型）		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100名未満	76,765	5,533	82,298	44,067	3,923	47,990
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	80,188	5,533	85,721	46,032	3,923	49,955
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	79,843	5,533	85,376	45,834	3,923	49,757
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	79,505	5,533	85,038	45,640	3,923	49,563
100名以上150名未満	50,305	3,722	54,027	33,000	3,118	36,118
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	52,548	3,722	56,270	34,471	3,118	37,589
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	52,322	3,722	56,044	34,323	3,118	37,441
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	52,100	3,722	55,822	34,178	3,118	37,296
150名以上	44,670	3,521	48,191	33,000	3,118	36,118
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	46,662	3,521	50,183	34,471	3,118	37,589
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	46,461	3,521	49,982	34,323	3,118	37,441
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	46,264	3,521	49,785	34,178	3,118	37,296
注1 入所定員が100名以上150名未満の施設にあって、一般入所者（介護サービスの提供を受けていない非該当者をいう。以下同じ。）が50名以下となった場合は、定員100名未満の施設の						

旧						
別表1						
養護老人ホーム一般事務費基準額（月額）						
1 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）						
（単位 円）						
入所定員数	基準額（単独型）			基準額（併設型）		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100名未満	109,966	7,746	117,712	72,338	5,734	78,072
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	115,750	7,746	123,496	76,142	5,734	81,876
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	115,167	7,746	122,913	75,759	5,734	81,493
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	114,595	7,746	122,341	75,383	5,734	81,117
100名以上150名未満	77,872	5,533	83,405	58,253	4,628	62,881
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	81,968	5,533	87,501	61,317	4,628	65,945
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	81,555	5,533	87,088	61,008	4,628	65,636
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	81,150	5,533	86,683	60,705	4,628	65,333
150名以上	70,024	5,231	75,255	56,844	4,628	61,472
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	73,707	5,231	78,938	59,833	4,628	64,461
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	73,336	5,231	78,567	59,532	4,628	64,160
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	72,972	5,231	78,203	59,237	4,628	63,865
注 併設型とは、措置費に係る国指針の平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」又は「入所定員40名以下の小規模養護老人ホームであって、特別養護老人ホームに併設する」場合をいうものである。（以下同じ。）						
2 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）						
(1) 基本職員分（介護サービスの提供を受けている該当者分）						
（単位 円）						
入所定員数	基準額（単独型）			基準額（併設型）		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100名未満	76,765	5,533	82,298	44,067	3,923	47,990
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	80,802	5,533	86,335	46,384	3,923	50,307
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	80,395	5,533	85,928	46,151	3,923	50,074
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	79,996	5,533	85,529	45,922	3,923	49,845
100名以上150名未満	50,305	3,722	54,027	33,000	3,118	36,118
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	52,951	3,722	56,673	34,735	3,118	37,853
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	52,684	3,722	56,406	34,560	3,118	37,678
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	52,422	3,722	56,144	34,389	3,118	37,507
150名以上	44,670	3,521	48,191	33,000	3,118	36,118
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	47,019	3,521	50,540	34,735	3,118	37,853
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	46,782	3,521	50,303	34,560	3,118	37,678
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	46,550	3,521	50,071	34,389	3,118	37,507
注1 入所定員が100名以上150名未満の施設にあって、一般入所者（介護サービスの提供を受けていない非該当者をいう。以下同じ。）が50名以下となった場合は、定員100名未満の施設の						

新							旧						
基準額を適用する。(以下同じ。)							基準額を適用する。(以下同じ。)						
2 入所定員が150名以上の施設にあって、一般入所者が100名以下となった場合は、定員100名以上150名未満の施設の基準額を適用する。(以下同じ。)							2 入所定員が150名以上の施設にあって、一般入所者が100名以下となった場合は、定員100名以上150名未満の施設の基準額を適用する。(以下同じ。)						
(2) 支援員分(介護サービスの提供を受けていない非該当者分)							(2) 支援員分(介護サービスの提供を受けていない非該当者分)						
(単位 円)							(単位 円)						
入所定員数	基準額(単独型)			基準額(併設型)			入所定員数	基準額(単独型)			基準額(併設型)		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計		人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100名未満	38,936	3,521	42,457	38,936	3,521	42,457	100名未満	38,936	3,521	42,457	38,936	3,521	42,457
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>40,672</u>	3,521	<u>44,193</u>	<u>40,672</u>	3,521	<u>44,193</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>40,984</u>	3,521	<u>44,505</u>	<u>40,984</u>	3,521	<u>44,505</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>40,497</u>	3,521	<u>44,018</u>	<u>40,497</u>	3,521	<u>44,018</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>40,777</u>	3,521	<u>44,298</u>	<u>40,777</u>	3,521	<u>44,298</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>40,326</u>	3,521	<u>43,847</u>	<u>40,326</u>	3,521	<u>43,847</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>40,575</u>	3,521	<u>44,096</u>	<u>40,575</u>	3,521	<u>44,096</u>
100名以上150名未満	31,692	2,414	34,106	31,692	2,414	34,106	100名以上150名未満	31,692	2,414	34,106	31,692	2,414	34,106
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>33,105</u>	2,414	<u>35,519</u>	<u>33,105</u>	2,414	<u>35,519</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>33,358</u>	2,414	<u>35,772</u>	<u>33,358</u>	2,414	<u>35,772</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>32,962</u>	2,414	<u>35,376</u>	<u>32,962</u>	2,414	<u>35,376</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>33,191</u>	2,414	<u>35,605</u>	<u>33,191</u>	2,414	<u>35,605</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>32,823</u>	2,414	<u>35,237</u>	<u>32,823</u>	2,414	<u>35,237</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>33,026</u>	2,414	<u>35,440</u>	<u>33,026</u>	2,414	<u>35,440</u>
150名以上	30,183	2,112	32,295	30,183	2,112	32,295	150名以上	30,183	2,112	32,295	30,183	2,112	32,295
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>31,529</u>	2,112	<u>33,641</u>	<u>31,529</u>	2,112	<u>33,641</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>31,770</u>	2,112	<u>33,882</u>	<u>31,770</u>	2,112	<u>33,882</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>31,393</u>	2,112	<u>33,505</u>	<u>31,393</u>	2,112	<u>33,505</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>31,610</u>	2,112	<u>33,722</u>	<u>31,610</u>	2,112	<u>33,722</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>31,260</u>	2,112	<u>33,372</u>	<u>31,260</u>	2,112	<u>33,372</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>31,453</u>	2,112	<u>33,565</u>	<u>31,453</u>	2,112	<u>33,565</u>
(3) (1) 及び (2) の合計(介護サービスの提供を受けていない非該当者分)							(3) (1) 及び (2) の合計(介護サービスの提供を受けていない非該当者分)						
(単位 円)							(単位 円)						
入所定員数	基準額(単独型)			基準額(併設型)			入所定員数	基準額(単独型)			基準額(併設型)		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計		人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100名未満	115,701	9,054	124,755	83,003	7,444	90,447	100名未満	115,701	9,054	124,755	83,003	7,444	90,447
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>120,860</u>	9,054	<u>129,914</u>	<u>86,704</u>	7,444	<u>94,148</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>121,786</u>	9,054	<u>130,840</u>	<u>87,368</u>	7,444	<u>94,812</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>120,340</u>	9,054	<u>129,394</u>	<u>86,331</u>	7,444	<u>93,775</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>121,172</u>	9,054	<u>130,226</u>	<u>86,928</u>	7,444	<u>94,372</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>119,831</u>	9,054	<u>128,885</u>	<u>85,966</u>	7,444	<u>93,410</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>120,571</u>	9,054	<u>129,625</u>	<u>86,497</u>	7,444	<u>93,941</u>
100名以上150名未満	81,997	6,136	88,133	64,692	5,532	70,224	100名以上150名未満	81,997	6,136	88,133	64,692	5,532	70,224
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>85,653</u>	6,136	<u>91,789</u>	<u>67,576</u>	5,532	<u>73,108</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>86,309</u>	6,136	<u>92,445</u>	<u>68,093</u>	5,532	<u>73,625</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>85,284</u>	6,136	<u>91,420</u>	<u>67,285</u>	5,532	<u>72,817</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>85,875</u>	6,136	<u>92,011</u>	<u>67,751</u>	5,532	<u>73,283</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>84,923</u>	6,136	<u>91,059</u>	<u>67,001</u>	5,532	<u>72,533</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>85,448</u>	6,136	<u>91,584</u>	<u>67,415</u>	5,532	<u>72,947</u>
150名以上	74,853	5,633	80,486	63,183	5,230	68,413	150名以上	74,853	5,633	80,486	63,183	5,230	68,413
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>78,191</u>	5,633	<u>83,824</u>	<u>66,000</u>	5,230	<u>71,230</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>78,789</u>	5,633	<u>84,422</u>	<u>66,505</u>	5,230	<u>71,735</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>77,854</u>	5,633	<u>83,487</u>	<u>65,716</u>	5,230	<u>70,946</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>78,392</u>	5,633	<u>84,025</u>	<u>66,170</u>	5,230	<u>71,400</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>77,524</u>	5,633	<u>83,157</u>	<u>65,438</u>	5,230	<u>70,668</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>78,003</u>	5,633	<u>83,636</u>	<u>65,842</u>	5,230	<u>71,072</u>

新				旧					
3 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）				3 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）					
(単位 円)				(単位 円)					
入所定員数	人件費	管理費	計	入所定員数	人件費	管理費	計		
100名未満(措置費に係る国指針による50名規模)	167,314	11,771	179,085	100名未満(措置費に係る国指針による50名規模)	167,314	11,771	179,085		
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>174,776</u>	11,771	<u>186,547</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>176,114</u>	11,771	<u>187,885</u>		
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>174,023</u>	11,771	<u>185,794</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>175,227</u>	11,771	<u>186,998</u>		
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>173,287</u>	11,771	<u>185,058</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>174,357</u>	11,771	<u>186,128</u>		
100名以上(同上100名規模)	127,271	8,954	136,225	100名以上(同上100名規模)	127,271	8,954	136,225		
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>132,947</u>	8,954	<u>141,901</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>133,965</u>	8,954	<u>142,919</u>		
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>132,374</u>	8,954	<u>141,328</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>133,290</u>	8,954	<u>142,244</u>		
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>131,814</u>	8,954	<u>140,768</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>132,629</u>	8,954	<u>141,583</u>		
4 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）				4 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）					
(単位 円)				(単位 円)					
入所定員数	人件費	管理費	計	入所定員数	人件費	管理費	計		
100名未満 (措置費に係る国指針による50名規模)	基本職員分	85,619	6,137	91,756	100名未満 (措置費に係る国指針による50名規模)	基本職員分	85,619	6,137	91,756
	支援員分	66,100	5,332	71,432		支援員分	66,100	5,332	71,432
	合計	151,719	11,469	163,188		合計	151,719	11,469	163,188
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>158,485</u>	11,469	<u>169,954</u>		養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>159,698</u>	11,469	<u>171,167</u>
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>157,802</u>	11,469	<u>169,271</u>		養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>158,894</u>	11,469	<u>170,363</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>157,134</u>	11,469	<u>168,603</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>158,105</u>	11,469	<u>169,574</u>		
100名以上(同上100名規模)	基本職員分	54,731	4,024	58,755	100名以上(同上100名規模)	基本職員分	54,731	4,024	58,755
	支援員分	63,384	4,527	67,911		支援員分	63,384	4,527	67,911
	合計	118,115	8,551	126,666		合計	118,115	8,551	126,666
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>123,382</u>	8,551	<u>131,933</u>		養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>124,326</u>	8,551	<u>132,877</u>
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>122,850</u>	8,551	<u>131,401</u>		養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>123,701</u>	8,551	<u>132,252</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>122,330</u>	8,551	<u>130,881</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>123,087</u>	8,551	<u>131,638</u>		
5 特例措置 養護老人ホームの運営を指定管理者制度によって運営している施設にあつては、指定期間中の一般事務費基準額（月額）は、運営を委託している当該市町村の条例の定めるところによる。 具体的には、川崎市にあつては、「川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例」（平成5年川崎市条例第14号）の定めによる。				5 特例措置 養護老人ホームの運営を指定管理者制度によって運営している施設にあつては、指定期間中の一般事務費基準額（月額）は、運営を委託している当該市町村の条例の定めるところによる。 具体的には、川崎市にあつては、「川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例」（平成5年川崎市条例第14号）の定めによる。					



新							
別表2							
養護老人ホーム事務費基準額（月額）							
1 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）							
(1) 単独型							
(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
100名未満	109,966	7,746	117,712	12,948	—	12,948	130,660
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	114,870	7,746	122,616	13,487	—	13,487	136,103
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	114,375	7,746	122,121	13,483	—	13,483	135,554
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	113,891	7,746	121,637	13,380	—	13,380	135,017
100名以上150名未満	77,872	5,533	83,405	9,174	—	9,174	92,579
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	81,345	5,533	86,878	9,556	—	9,556	96,434
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	80,994	5,533	86,527	9,517	—	9,517	96,044
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	80,652	5,533	86,185	9,480	—	9,480	95,665
150名以上	70,024	5,231	75,255	8,278	—	8,278	83,533
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	73,147	5,231	78,378	8,621	—	8,621	86,999
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	72,831	5,231	78,062	8,586	—	8,586	86,648
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	72,523	5,231	77,754	8,552	—	8,552	86,306
(2) 併設型							
(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
100名未満	72,338	5,734	78,072	8,587	—	8,587	86,659
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	75,564	5,734	81,298	8,942	—	8,942	90,240
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	75,238	5,734	80,972	8,906	—	8,906	89,878
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	74,920	5,734	80,654	8,871	—	8,871	89,525
100名以上150名未満	58,253	4,628	62,881	6,916	—	6,916	69,797
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	60,851	4,628	65,479	7,202	—	7,202	72,681
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	60,588	4,628	65,216	7,173	—	7,173	72,389
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	60,332	4,628	64,860	7,145	—	7,145	72,105
150名以上	56,844	4,628	61,472	6,761	—	6,761	68,233
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	59,379	4,628	64,007	7,040	—	7,040	71,047
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	59,123	4,628	63,751	7,012	—	7,012	70,763
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	58,873	4,628	63,501	6,985	—	6,985	70,486

旧							
別表2							
養護老人ホーム事務費基準額（月額）							
1 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）							
(1) 単独型							
(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
100名未満	109,966	7,746	117,712	12,948	—	12,948	130,660
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	115,750	7,746	123,496	13,584	—	13,584	137,080
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	115,167	7,746	122,913	13,520	—	13,520	136,433
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	114,595	7,746	122,341	13,457	—	13,457	135,798
100名以上150名未満	77,872	5,533	83,405	9,174	—	9,174	92,579
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	81,968	5,533	87,501	9,625	—	9,625	97,126
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	81,555	5,533	87,088	9,579	—	9,579	96,667
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	81,150	5,533	86,683	9,535	—	9,535	96,218
150名以上	70,024	5,231	75,255	8,278	—	8,278	83,533
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	73,707	5,231	78,938	8,683	—	8,683	87,621
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	73,336	5,231	78,567	8,642	—	8,642	87,209
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	72,972	5,231	78,203	8,602	—	8,602	86,805
(2) 併設型							
(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
100名未満	72,338	5,734	78,072	8,587	—	8,587	86,659
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	76,142	5,734	81,876	9,006	—	9,006	90,882
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	75,759	5,734	81,493	8,964	—	8,964	90,457
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	75,383	5,734	81,117	8,922	—	8,922	90,039
100名以上150名未満	58,253	4,628	62,881	6,916	—	6,916	69,797
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	61,317	4,628	65,945	7,253	—	7,253	73,198
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	61,008	4,628	65,636	7,219	—	7,219	72,855
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	60,705	4,628	65,333	7,186	—	7,186	72,519
150名以上	56,844	4,628	61,472	6,761	—	6,761	68,233
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	59,833	4,628	64,461	7,090	—	7,090	71,551
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	59,532	4,628	64,160	7,057	—	7,057	71,217
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	59,237	4,628	63,865	7,025	—	7,025	70,890

新								旧							
2 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）								2 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）							
(1) 単独型								(1) 単独型							
ア 該当者								ア 該当者							
(単位 円)								(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計	入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計			人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	76,765	5,533	82,298	9,052	9,500	18,552	100,850	50名以下	76,765	5,533	82,298	9,052	9,500	18,552	100,850
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>80,188</u>	5,533	<u>85,721</u>	<u>9,429</u>	9,500	<u>18,929</u>	<u>104,650</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>80,802</u>	5,533	<u>86,335</u>	<u>9,496</u>	9,500	<u>18,996</u>	<u>105,331</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>79,843</u>	5,533	<u>85,376</u>	<u>9,391</u>	9,500	<u>18,891</u>	<u>104,267</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>80,395</u>	5,533	<u>85,928</u>	<u>9,452</u>	9,500	<u>18,952</u>	<u>104,880</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>79,505</u>	5,533	<u>85,038</u>	<u>9,354</u>	9,500	<u>18,854</u>	<u>103,892</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>79,996</u>	5,533	<u>85,529</u>	<u>9,408</u>	9,500	<u>18,908</u>	<u>104,437</u>
51名以上75名以下	76,765	5,533	82,298	9,052	8,000	17,052	99,350	51名以上75名以下	76,765	5,533	82,298	9,052	8,000	17,052	99,350
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>80,188</u>	5,533	<u>85,721</u>	<u>9,429</u>	8,000	<u>17,429</u>	<u>103,150</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>80,802</u>	5,533	<u>86,335</u>	<u>9,496</u>	8,000	<u>17,496</u>	<u>103,831</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>79,843</u>	5,533	<u>85,376</u>	<u>9,391</u>	8,000	<u>17,391</u>	<u>102,767</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>80,395</u>	5,533	<u>85,928</u>	<u>9,452</u>	8,000	<u>17,452</u>	<u>103,380</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>79,505</u>	5,533	<u>85,038</u>	<u>9,354</u>	8,000	<u>17,354</u>	<u>102,392</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>79,996</u>	5,533	<u>85,529</u>	<u>9,408</u>	8,000	<u>17,408</u>	<u>102,937</u>
76名以上100名未満	76,765	5,533	82,298	9,052	6,000	15,052	97,350	76名以上100名未満	76,765	5,533	82,298	9,052	6,000	15,052	97,350
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>80,188</u>	5,533	<u>85,721</u>	<u>9,429</u>	6,000	<u>15,429</u>	<u>101,150</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>80,802</u>	5,533	<u>86,335</u>	<u>9,496</u>	6,000	<u>15,496</u>	<u>101,831</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>79,843</u>	5,533	<u>85,376</u>	<u>9,391</u>	6,000	<u>15,391</u>	<u>100,767</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>80,395</u>	5,533	<u>85,928</u>	<u>9,452</u>	6,000	<u>15,452</u>	<u>101,380</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>79,505</u>	5,533	<u>85,038</u>	<u>9,354</u>	6,000	<u>15,354</u>	<u>100,392</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>79,996</u>	5,533	<u>85,529</u>	<u>9,408</u>	6,000	<u>15,408</u>	<u>100,937</u>
100名	50,305	3,722	54,027	5,942	6,000	11,942	65,969	100名	50,305	3,722	54,027	5,942	6,000	11,942	65,969
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>52,548</u>	3,722	<u>56,270</u>	<u>6,189</u>	6,000	<u>12,189</u>	<u>68,459</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>52,951</u>	3,722	<u>56,673</u>	<u>6,234</u>	6,000	<u>12,234</u>	<u>68,907</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>52,322</u>	3,722	<u>56,044</u>	<u>6,164</u>	6,000	<u>12,164</u>	<u>68,208</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>52,684</u>	3,722	<u>56,406</u>	<u>6,204</u>	6,000	<u>12,204</u>	<u>68,610</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>52,100</u>	3,722	<u>55,822</u>	<u>6,140</u>	6,000	<u>12,140</u>	<u>67,962</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>52,422</u>	3,722	<u>56,144</u>	<u>6,175</u>	6,000	<u>12,175</u>	<u>68,319</u>
101名以上150名未満	50,305	3,722	54,027	5,942	4,800	10,742	64,769	101名以上150名未満	50,305	3,722	54,027	5,942	4,800	10,742	64,769
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>52,548</u>	3,722	<u>56,270</u>	<u>6,189</u>	4,800	<u>10,989</u>	<u>67,259</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>52,951</u>	3,722	<u>56,673</u>	<u>6,234</u>	4,800	<u>11,034</u>	<u>67,707</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>52,322</u>	3,722	<u>56,044</u>	<u>6,164</u>	4,800	<u>10,964</u>	<u>67,008</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>52,684</u>	3,722	<u>56,406</u>	<u>6,204</u>	4,800	<u>11,004</u>	<u>67,410</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>52,100</u>	3,722	<u>55,822</u>	<u>6,140</u>	4,800	<u>10,940</u>	<u>66,762</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>52,422</u>	3,722	<u>56,144</u>	<u>6,175</u>	4,800	<u>10,975</u>	<u>67,119</u>
150名以上	44,670	3,521	48,191	5,301	3,200	8,501	56,692	150名以上	44,670	3,521	48,191	5,301	3,200	8,501	56,692
養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>46,662</u>	3,521	<u>50,183</u>	<u>5,520</u>	3,200	<u>8,720</u>	<u>58,903</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>47,019</u>	3,521	<u>50,540</u>	<u>5,559</u>	3,200	<u>8,759</u>	<u>59,299</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>46,461</u>	3,521	<u>49,982</u>	<u>5,498</u>	3,200	<u>8,698</u>	<u>58,680</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>46,782</u>	3,521	<u>50,303</u>	<u>5,533</u>	3,200	<u>8,733</u>	<u>59,036</u>
養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>46,264</u>	3,521	<u>49,785</u>	<u>5,476</u>	3,200	<u>8,676</u>	<u>58,461</u>	養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>46,550</u>	3,521	<u>50,071</u>	<u>5,507</u>	3,200	<u>8,707</u>	<u>58,778</u>

新							
イ 非該当者							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設給 与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
	50名以下	115,701	9,054	124,755	13,723	9,500	
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>120,860</u>	9,054	<u>129,914</u>	<u>14,290</u>	9,500	<u>23,790</u>	<u>153,704</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>120,340</u>	9,054	<u>129,394</u>	<u>14,233</u>	9,500	<u>23,733</u>	<u>153,127</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>119,831</u>	9,054	<u>128,885</u>	<u>14,177</u>	9,500	<u>23,677</u>	<u>152,562</u>
51名以上75名以下	115,701	9,054	124,755	13,723	8,000	21,723	146,478
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>120,860</u>	9,054	<u>129,914</u>	<u>14,290</u>	8,000	<u>22,290</u>	<u>152,204</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>120,340</u>	9,054	<u>129,394</u>	<u>14,233</u>	8,000	<u>22,233</u>	<u>151,627</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>119,831</u>	9,054	<u>128,885</u>	<u>14,177</u>	8,000	<u>22,177</u>	<u>151,062</u>
76名以上100名未満	115,701	9,054	124,755	13,723	6,000	19,723	144,478
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>120,860</u>	9,054	<u>129,914</u>	<u>14,290</u>	6,000	<u>20,290</u>	<u>150,204</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>120,340</u>	9,054	<u>129,394</u>	<u>14,233</u>	6,000	<u>20,233</u>	<u>149,627</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>119,831</u>	9,054	<u>128,885</u>	<u>14,177</u>	6,000	<u>20,177</u>	<u>149,062</u>
100名	81,997	6,136	88,133	9,694	6,000	15,694	103,827
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>85,653</u>	6,136	<u>91,789</u>	<u>10,096</u>	6,000	<u>16,096</u>	<u>107,885</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>85,284</u>	6,136	<u>91,420</u>	<u>10,056</u>	6,000	<u>16,056</u>	<u>107,476</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>84,923</u>	6,136	<u>91,059</u>	<u>10,016</u>	6,000	<u>16,016</u>	<u>107,075</u>
101名以上150名未満	81,997	6,136	88,133	9,694	4,800	14,494	102,627
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>85,653</u>	6,136	<u>91,789</u>	<u>10,096</u>	4,800	<u>14,896</u>	<u>106,685</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>85,284</u>	6,136	<u>91,420</u>	<u>10,056</u>	4,800	<u>14,856</u>	<u>106,276</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>84,923</u>	6,136	<u>91,059</u>	<u>10,016</u>	4,800	<u>14,816</u>	<u>105,875</u>
150名以上	74,853	5,633	80,486	8,853	3,200	12,053	92,539
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>78,191</u>	5,633	<u>83,824</u>	<u>9,220</u>	3,200	<u>12,420</u>	<u>96,244</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>77,854</u>	5,633	<u>83,487</u>	<u>9,183</u>	3,200	<u>12,383</u>	<u>95,870</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>77,524</u>	5,633	<u>83,157</u>	<u>9,147</u>	3,200	<u>12,347</u>	<u>95,504</u>

旧							
イ 非該当者							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設給 与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
	50名以下	115,701	9,054	124,755	13,723	9,500	
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>121,786</u>	9,054	<u>130,840</u>	<u>14,392</u>	9,500	<u>23,892</u>	<u>154,732</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>121,172</u>	9,054	<u>130,226</u>	<u>14,324</u>	9,500	<u>23,824</u>	<u>154,050</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>120,571</u>	9,054	<u>129,625</u>	<u>14,258</u>	9,500	<u>23,758</u>	<u>153,383</u>
51名以上75名以下	115,701	9,054	124,755	13,723	8,000	21,723	146,478
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>121,786</u>	9,054	<u>130,840</u>	<u>14,392</u>	8,000	<u>22,392</u>	<u>153,232</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>121,172</u>	9,054	<u>130,226</u>	<u>14,324</u>	8,000	<u>22,324</u>	<u>152,550</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>120,571</u>	9,054	<u>129,625</u>	<u>14,258</u>	8,000	<u>22,258</u>	<u>151,883</u>
76名以上100名未満	115,701	9,054	124,755	13,723	6,000	19,723	144,478
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>121,786</u>	9,054	<u>130,840</u>	<u>14,392</u>	6,000	<u>20,392</u>	<u>151,232</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>121,172</u>	9,054	<u>130,226</u>	<u>14,324</u>	6,000	<u>20,324</u>	<u>150,550</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>120,571</u>	9,054	<u>129,625</u>	<u>14,258</u>	6,000	<u>20,258</u>	<u>149,883</u>
100名	81,997	6,136	88,133	9,694	6,000	15,694	103,827
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>86,309</u>	6,136	<u>92,445</u>	<u>10,168</u>	6,000	<u>16,168</u>	<u>108,613</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>85,875</u>	6,136	<u>92,011</u>	<u>10,121</u>	6,000	<u>16,121</u>	<u>108,132</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>85,448</u>	6,136	<u>91,584</u>	<u>10,074</u>	6,000	<u>16,074</u>	<u>107,658</u>
101名以上150名未満	81,997	6,136	88,133	9,694	4,800	14,494	102,627
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>86,309</u>	6,136	<u>92,445</u>	<u>10,168</u>	4,800	<u>14,968</u>	<u>107,413</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>85,875</u>	6,136	<u>92,011</u>	<u>10,121</u>	4,800	<u>14,921</u>	<u>106,932</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>85,448</u>	6,136	<u>91,584</u>	<u>10,074</u>	4,800	<u>14,874</u>	<u>106,458</u>
150名以上	74,853	5,633	80,486	8,853	3,200	12,053	92,539
養老老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>78,789</u>	5,633	<u>84,422</u>	<u>9,286</u>	3,200	<u>12,486</u>	<u>96,908</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>78,392</u>	5,633	<u>84,025</u>	<u>9,242</u>	3,200	<u>12,442</u>	<u>96,467</u>
養老老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>78,003</u>	5,633	<u>83,636</u>	<u>9,199</u>	3,200	<u>12,399</u>	<u>96,035</u>

新								旧							
(2) 併設型 ア 該当者								(2) 併設型 ア 該当者							
(単位 円)								(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計	入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計			人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	44,067	3,923	47,990	5,278	9,500	14,778	62,768	50名以下	44,067	3,923	47,990	5,278	9,500	14,778	62,768
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>46,032</u>	3,923	<u>49,955</u>	<u>5,495</u>	9,500	<u>14,995</u>	<u>64,950</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>46,384</u>	3,923	<u>50,307</u>	<u>5,533</u>	9,500	<u>15,033</u>	<u>65,340</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>45,834</u>	3,923	<u>49,757</u>	<u>5,473</u>	9,500	<u>14,973</u>	<u>64,730</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>46,151</u>	3,923	<u>50,074</u>	<u>5,508</u>	9,500	<u>15,008</u>	<u>65,082</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>45,640</u>	3,923	<u>49,563</u>	<u>5,451</u>	9,500	<u>14,951</u>	<u>64,514</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>45,922</u>	3,923	<u>49,845</u>	<u>5,482</u>	9,500	<u>14,982</u>	<u>64,827</u>
51名以上75名以下	44,067	3,923	47,990	5,278	8,000	13,278	61,268	51名以上75名以下	44,067	3,923	47,990	5,278	8,000	13,278	61,268
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>46,032</u>	3,923	<u>49,955</u>	<u>5,495</u>	8,000	<u>13,495</u>	<u>63,450</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>46,384</u>	3,923	<u>50,307</u>	<u>5,533</u>	8,000	<u>13,533</u>	<u>63,840</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>45,834</u>	3,923	<u>49,757</u>	<u>5,473</u>	8,000	<u>13,473</u>	<u>63,230</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>46,151</u>	3,923	<u>50,074</u>	<u>5,508</u>	8,000	<u>13,508</u>	<u>63,582</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>45,640</u>	3,923	<u>49,563</u>	<u>5,451</u>	8,000	<u>13,451</u>	<u>63,014</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>45,922</u>	3,923	<u>49,845</u>	<u>5,482</u>	8,000	<u>13,482</u>	<u>63,327</u>
76名以上100名未満	44,067	3,923	47,990	5,278	6,000	11,278	59,268	76名以上100名未満	44,067	3,923	47,990	5,278	6,000	11,278	59,268
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>46,032</u>	3,923	<u>49,955</u>	<u>5,495</u>	6,000	<u>11,495</u>	<u>61,450</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>46,384</u>	3,923	<u>50,307</u>	<u>5,533</u>	6,000	<u>11,533</u>	<u>61,840</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>45,834</u>	3,923	<u>49,757</u>	<u>5,473</u>	6,000	<u>11,473</u>	<u>61,230</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>46,151</u>	3,923	<u>50,074</u>	<u>5,508</u>	6,000	<u>11,508</u>	<u>61,582</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>45,640</u>	3,923	<u>49,563</u>	<u>5,451</u>	6,000	<u>11,451</u>	<u>61,014</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>45,922</u>	3,923	<u>49,845</u>	<u>5,482</u>	6,000	<u>11,482</u>	<u>61,327</u>
100名	33,000	3,118	36,118	3,972	6,000	9,972	46,090	100名	33,000	3,118	36,118	3,972	6,000	9,972	46,090
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>34,471</u>	3,118	<u>37,589</u>	<u>4,134</u>	6,000	<u>10,134</u>	<u>47,723</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>34,735</u>	3,118	<u>37,853</u>	<u>4,163</u>	6,000	<u>10,163</u>	<u>48,016</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>34,323</u>	3,118	<u>37,441</u>	<u>4,118</u>	6,000	<u>10,118</u>	<u>47,559</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>34,560</u>	3,118	<u>37,678</u>	<u>4,144</u>	6,000	<u>10,144</u>	<u>47,822</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>34,178</u>	3,118	<u>37,296</u>	<u>4,102</u>	6,000	<u>10,102</u>	<u>47,398</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>34,389</u>	3,118	<u>37,507</u>	<u>4,125</u>	6,000	<u>10,125</u>	<u>47,632</u>
101名以上150名未満	33,000	3,118	36,118	3,972	4,800	8,772	44,890	101名以上150名未満	33,000	3,118	36,118	3,972	4,800	8,772	44,890
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>34,471</u>	3,118	<u>37,589</u>	<u>4,134</u>	4,800	<u>8,934</u>	<u>46,523</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>34,735</u>	3,118	<u>37,853</u>	<u>4,163</u>	4,800	<u>8,963</u>	<u>46,816</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>34,323</u>	3,118	<u>37,441</u>	<u>4,118</u>	4,800	<u>8,918</u>	<u>46,350</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>34,560</u>	3,118	<u>37,678</u>	<u>4,144</u>	4,800	<u>8,944</u>	<u>46,622</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>34,178</u>	3,118	<u>37,296</u>	<u>4,102</u>	4,800	<u>8,902</u>	<u>46,198</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>34,389</u>	3,118	<u>37,507</u>	<u>4,125</u>	4,800	<u>8,925</u>	<u>46,432</u>
150名以上	33,000	3,118	36,118	3,972	3,200	7,172	43,290	150名以上	33,000	3,118	36,118	3,972	3,200	7,172	43,290
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>34,471</u>	3,118	<u>37,589</u>	<u>4,134</u>	3,200	<u>7,334</u>	<u>44,923</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(I)	<u>34,735</u>	3,118	<u>37,853</u>	<u>4,163</u>	3,200	<u>7,363</u>	<u>45,216</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>34,323</u>	3,118	<u>37,441</u>	<u>4,118</u>	3,200	<u>7,318</u>	<u>44,759</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(II)	<u>34,560</u>	3,118	<u>37,678</u>	<u>4,144</u>	3,200	<u>7,344</u>	<u>45,022</u>
養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>34,178</u>	3,118	<u>37,296</u>	<u>4,102</u>	3,200	<u>7,302</u>	<u>44,598</u>	養護老人ホーム勤務員処遇改善加算(III)	<u>34,389</u>	3,118	<u>37,507</u>	<u>4,125</u>	3,200	<u>7,325</u>	<u>44,832</u>



新								旧							
イ 非該当者								イ 非該当者							
(単位 円)								(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計	入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計			人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	83,003	7,444	90,447	9,949	9,500	19,449	109,896	50名以下	83,003	7,444	90,447	9,949	9,500	19,449	109,896
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	86,704	7,444	94,148	10,356	9,500	19,856	114,004	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	87,368	7,444	94,812	10,429	9,500	19,929	114,741
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	86,331	7,444	93,775	10,315	9,500	19,815	113,590	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	86,928	7,444	94,372	10,380	9,500	19,880	114,252
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	85,966	7,444	93,410	10,275	9,500	19,775	113,185	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	86,497	7,444	93,941	10,333	9,500	19,833	113,774
51名以上75名以下	83,003	7,444	90,447	9,949	8,000	17,949	108,396	51名以上75名以下	83,003	7,444	90,447	9,949	8,000	17,949	108,396
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	86,704	7,444	94,148	10,356	8,000	18,356	112,504	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	87,368	7,444	94,812	10,429	8,000	18,429	113,241
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	86,331	7,444	93,775	10,315	8,000	18,315	112,090	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	86,928	7,444	94,372	10,380	8,000	18,380	112,752
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	85,966	7,444	93,410	10,275	8,000	18,275	111,685	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	86,497	7,444	93,941	10,333	8,000	18,333	112,274
76名以上100名未満	83,003	7,444	90,447	9,949	6,000	15,949	106,396	76名以上100名未満	83,003	7,444	90,447	9,949	6,000	15,949	106,396
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	86,704	7,444	94,148	10,356	6,000	16,356	110,504	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	87,368	7,444	94,812	10,429	6,000	16,429	111,241
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	86,331	7,444	93,775	10,315	6,000	16,315	110,090	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	86,928	7,444	94,372	10,380	6,000	16,380	110,752
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	85,966	7,444	93,410	10,275	6,000	16,275	109,685	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	86,497	7,444	93,941	10,333	6,000	16,333	110,274
100名	64,692	5,532	70,224	7,724	6,000	13,724	83,948	100名	64,692	5,532	70,224	7,724	6,000	13,724	83,948
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	67,576	5,532	73,108	8,041	6,000	14,041	87,149	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	68,093	5,532	73,625	8,098	6,000	14,098	87,723
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	67,285	5,532	72,817	8,009	6,000	14,009	86,826	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	67,751	5,532	73,283	8,061	6,000	14,061	87,344
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	67,001	5,532	72,533	7,978	6,000	13,978	86,511	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	67,415	5,532	72,947	8,024	6,000	14,024	86,971
101名以上150名未満	64,692	5,532	70,224	7,724	4,800	12,524	82,748	101名以上150名未満	64,692	5,532	70,224	7,724	4,800	12,524	82,748
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	67,576	5,532	73,108	8,041	4,800	12,841	85,949	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	68,093	5,532	73,625	8,098	4,800	12,898	86,523
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	67,285	5,532	72,817	8,009	4,800	12,809	85,626	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	67,751	5,532	73,283	8,061	4,800	12,861	86,144
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	67,001	5,532	72,533	7,978	4,800	12,778	85,311	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	67,415	5,532	72,947	8,024	4,800	12,824	85,771
150名以上	63,183	5,230	68,413	7,525	3,200	10,725	79,138	150名以上	63,183	5,230	68,413	7,525	3,200	10,725	79,138
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	66,000	5,230	71,230	7,835	3,200	11,035	82,265	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅰ	66,505	5,230	71,735	7,890	3,200	11,090	82,825
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	65,716	5,230	70,946	7,804	3,200	11,004	81,950	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅱ	66,170	5,230	71,400	7,854	3,200	11,054	82,454
養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	65,438	5,230	70,668	7,773	3,200	10,973	81,641	養老老人ホーム勤務職員処遇加算Ⅲ	65,842	5,230	71,072	7,817	3,200	11,017	82,089



新								旧							
3 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）								3 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）							
(単位 円)								(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計	入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計			人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	167,314	11,771	179,085	19,699	9,500	29,199	208,284	50名以下	167,314	11,771	179,085	19,699	9,500	29,199	208,284
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>174,776</u>	11,771	<u>186,547</u>	<u>20,520</u>	9,500	<u>30,020</u>	<u>216,567</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>176,114</u>	11,771	<u>187,885</u>	<u>20,667</u>	9,500	<u>30,167</u>	<u>218,052</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>174,023</u>	11,771	<u>185,794</u>	<u>20,437</u>	9,500	<u>29,937</u>	<u>215,731</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>175,227</u>	11,771	<u>186,998</u>	<u>20,569</u>	9,500	<u>30,069</u>	<u>217,067</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>173,287</u>	11,771	<u>185,058</u>	<u>20,356</u>	9,500	<u>29,856</u>	<u>214,914</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>174,357</u>	11,771	<u>186,128</u>	<u>20,474</u>	9,500	<u>29,974</u>	<u>206,784</u>
51名以上75名以下	167,314	11,771	179,085	19,699	8,000	27,699	206,784	51名以上75名以下	167,314	11,771	179,085	19,699	8,000	27,699	206,784
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>174,776</u>	11,771	<u>186,547</u>	<u>20,520</u>	8,000	<u>28,520</u>	<u>215,067</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>176,114</u>	11,771	<u>187,885</u>	<u>20,667</u>	8,000	<u>28,667</u>	<u>216,552</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>174,023</u>	11,771	<u>185,794</u>	<u>20,437</u>	8,000	<u>28,437</u>	<u>214,231</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>175,227</u>	11,771	<u>186,998</u>	<u>20,569</u>	8,000	<u>28,569</u>	<u>215,567</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>173,287</u>	11,771	<u>185,058</u>	<u>20,356</u>	8,000	<u>28,356</u>	<u>213,414</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>174,357</u>	11,771	<u>186,128</u>	<u>20,474</u>	8,000	<u>28,474</u>	<u>214,602</u>
76名以上100名未満	167,314	11,771	179,085	19,699	6,000	25,699	204,784	76名以上100名未満	167,314	11,771	179,085	19,699	6,000	25,699	204,784
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>174,776</u>	11,771	<u>186,547</u>	<u>20,520</u>	6,000	<u>26,520</u>	<u>213,067</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>176,114</u>	11,771	<u>187,885</u>	<u>20,667</u>	6,000	<u>26,667</u>	<u>214,552</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>174,023</u>	11,771	<u>185,794</u>	<u>20,437</u>	6,000	<u>26,437</u>	<u>212,231</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>175,227</u>	11,771	<u>186,998</u>	<u>20,569</u>	6,000	<u>26,569</u>	<u>213,567</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>173,287</u>	11,771	<u>185,058</u>	<u>20,356</u>	6,000	<u>26,356</u>	<u>211,414</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>174,357</u>	11,771	<u>186,128</u>	<u>20,474</u>	6,000	<u>26,474</u>	<u>212,602</u>
100名	127,271	8,954	136,225	14,984	6,000	20,984	157,209	100名	127,271	8,954	136,225	14,984	6,000	20,984	157,209
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>132,947</u>	8,954	<u>141,901</u>	<u>15,609</u>	6,000	<u>21,609</u>	<u>163,510</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>133,965</u>	8,954	<u>142,919</u>	<u>15,721</u>	6,000	<u>21,721</u>	<u>164,640</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>132,374</u>	8,954	<u>141,328</u>	<u>15,546</u>	6,000	<u>21,546</u>	<u>162,874</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>133,290</u>	8,954	<u>142,244</u>	<u>15,646</u>	6,000	<u>21,646</u>	<u>163,890</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>131,814</u>	8,954	<u>140,768</u>	<u>15,484</u>	6,000	<u>21,484</u>	<u>162,252</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>132,629</u>	8,954	<u>141,583</u>	<u>15,574</u>	6,000	<u>21,574</u>	<u>163,157</u>
101名以上150名未満	127,271	8,954	136,225	14,984	4,800	19,784	156,009	101名以上150名未満	127,271	8,954	136,225	14,984	4,800	19,784	156,009
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>132,947</u>	8,954	<u>141,901</u>	<u>15,609</u>	4,800	<u>20,409</u>	<u>162,310</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	<u>133,965</u>	8,954	<u>142,919</u>	<u>15,721</u>	4,800	<u>20,521</u>	<u>163,440</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>132,374</u>	8,954	<u>141,328</u>	<u>15,546</u>	4,800	<u>20,346</u>	<u>161,674</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	<u>133,290</u>	8,954	<u>142,244</u>	<u>15,646</u>	4,800	<u>20,446</u>	<u>162,690</u>
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>131,814</u>	8,954	<u>140,768</u>	<u>15,484</u>	4,800	<u>20,284</u>	<u>161,052</u>	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	<u>132,629</u>	8,954	<u>141,583</u>	<u>15,574</u>	4,800	<u>20,374</u>	<u>161,957</u>

新							
4 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）							
(1) 該当者							
(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	85,619	6,137	91,756	10,093	9,500	19,593	111,349
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>89,437</u>	6,137	<u>95,574</u>	<u>10,513</u>	9,500	<u>20,013</u>	<u>115,587</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>89,052</u>	6,137	<u>95,189</u>	<u>10,470</u>	9,500	<u>19,970</u>	<u>115,159</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>88,675</u>	6,137	<u>94,812</u>	<u>10,429</u>	9,500	<u>19,929</u>	<u>114,741</u>
51名以上75名以下	85,619	6,137	91,756	10,093	8,000	18,093	109,849
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>89,437</u>	6,137	<u>95,574</u>	<u>10,513</u>	8,000	<u>18,513</u>	<u>114,087</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>89,052</u>	6,137	<u>95,189</u>	<u>10,470</u>	8,000	<u>18,470</u>	<u>113,659</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>88,675</u>	6,137	<u>94,812</u>	<u>10,429</u>	8,000	<u>18,429</u>	<u>113,241</u>
76名以上100名未満	85,619	6,137	91,756	10,093	6,000	16,093	107,849
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>89,437</u>	6,137	<u>95,574</u>	<u>10,513</u>	6,000	<u>16,513</u>	<u>112,087</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>89,052</u>	6,137	<u>95,189</u>	<u>10,470</u>	6,000	<u>16,470</u>	<u>111,659</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>88,675</u>	6,137	<u>94,812</u>	<u>10,429</u>	6,000	<u>16,429</u>	<u>111,241</u>
100名	54,731	4,024	58,755	6,463	6,000	12,463	71,218
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>57,172</u>	4,024	<u>61,196</u>	<u>6,731</u>	6,000	<u>12,731</u>	<u>73,927</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>56,925</u>	4,024	<u>60,949</u>	<u>6,704</u>	6,000	<u>12,704</u>	<u>73,653</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>56,684</u>	4,024	<u>60,708</u>	<u>6,677</u>	6,000	<u>12,677</u>	<u>73,385</u>
101名以上150名未満	54,731	4,024	58,755	6,463	4,800	11,263	70,018
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>57,172</u>	4,024	<u>61,196</u>	<u>6,731</u>	4,800	<u>11,531</u>	<u>72,727</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>56,925</u>	4,024	<u>60,949</u>	<u>6,704</u>	4,800	<u>11,504</u>	<u>72,453</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>56,684</u>	4,024	<u>60,708</u>	<u>6,677</u>	4,800	<u>11,477</u>	<u>72,185</u>

旧							
4 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）							
(1) 該当者							
(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	85,619	6,137	91,756	10,093	9,500	19,593	111,349
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>90,122</u>	6,137	<u>96,259</u>	<u>10,588</u>	9,500	<u>20,088</u>	<u>116,347</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>89,668</u>	6,137	<u>95,805</u>	<u>10,538</u>	9,500	<u>20,038</u>	<u>115,843</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>89,223</u>	6,137	<u>95,360</u>	<u>10,489</u>	9,500	<u>19,989</u>	<u>115,349</u>
51名以上75名以下	85,619	6,137	91,756	10,093	8,000	18,093	109,849
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>90,122</u>	6,137	<u>96,259</u>	<u>10,588</u>	8,000	<u>18,588</u>	<u>114,847</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>89,668</u>	6,137	<u>95,805</u>	<u>10,538</u>	8,000	<u>18,538</u>	<u>114,343</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>89,223</u>	6,137	<u>95,360</u>	<u>10,489</u>	8,000	<u>18,489</u>	<u>113,849</u>
76名以上100名未満	85,619	6,137	91,756	10,093	6,000	16,093	107,849
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>90,122</u>	6,137	<u>96,259</u>	<u>10,588</u>	6,000	<u>16,588</u>	<u>112,847</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>89,668</u>	6,137	<u>95,805</u>	<u>10,538</u>	6,000	<u>16,538</u>	<u>112,343</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>89,223</u>	6,137	<u>95,360</u>	<u>10,489</u>	6,000	<u>16,489</u>	<u>111,849</u>
100名	54,731	4,024	58,755	6,463	6,000	12,463	71,218
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>57,609</u>	4,024	<u>61,633</u>	<u>6,779</u>	6,000	<u>12,779</u>	<u>74,412</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>57,319</u>	4,024	<u>61,343</u>	<u>6,747</u>	6,000	<u>12,747</u>	<u>74,090</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>57,035</u>	4,024	<u>61,059</u>	<u>6,716</u>	6,000	<u>12,716</u>	<u>73,775</u>
101名以上150名未満	54,731	4,024	58,755	6,463	4,800	11,263	70,018
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>57,609</u>	4,024	<u>61,633</u>	<u>6,779</u>	4,800	<u>11,579</u>	<u>73,212</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>57,319</u>	4,024	<u>61,343</u>	<u>6,747</u>	4,800	<u>11,547</u>	<u>72,890</u>
盲養護老人ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>57,035</u>	4,024	<u>61,059</u>	<u>6,716</u>	4,800	<u>11,516</u>	<u>72,575</u>

新								旧							
(2) 非該当者								(2) 非該当者							
(単位 円)								(単位 円)							
入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計	入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計			人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	151,719	11,469	163,188	17,950	9,500	27,450	190,638	50名以下	151,719	11,469	163,188	17,950	9,500	27,450	190,638
養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>158,485</u>	11,469	<u>169,954</u>	<u>18,694</u>	9,500	<u>28,194</u>	<u>198,148</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>159,698</u>	11,469	<u>171,167</u>	<u>18,828</u>	9,500	<u>28,328</u>	<u>199,495</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>157,802</u>	11,469	<u>169,271</u>	<u>18,619</u>	9,500	<u>28,119</u>	<u>197,390</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>158,894</u>	11,469	<u>170,363</u>	<u>18,739</u>	9,500	<u>28,239</u>	<u>198,602</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>157,134</u>	11,469	<u>168,603</u>	<u>18,546</u>	9,500	<u>28,046</u>	<u>196,649</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>158,105</u>	11,469	<u>169,574</u>	<u>18,653</u>	9,500	<u>28,153</u>	<u>197,727</u>
51名以上75名以下	151,719	11,469	163,188	17,950	8,000	25,950	189,138	51名以上75名以下	151,719	11,469	163,188	17,950	8,000	25,950	189,138
養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>158,485</u>	11,469	<u>169,954</u>	<u>18,694</u>	8,000	<u>26,694</u>	<u>196,648</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>159,698</u>	11,469	<u>171,167</u>	<u>18,828</u>	8,000	<u>26,828</u>	<u>197,995</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>157,802</u>	11,469	<u>169,271</u>	<u>18,619</u>	8,000	<u>26,619</u>	<u>195,890</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>158,894</u>	11,469	<u>170,363</u>	<u>18,739</u>	8,000	<u>26,739</u>	<u>197,102</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>157,134</u>	11,469	<u>168,603</u>	<u>18,546</u>	8,000	<u>26,546</u>	<u>195,149</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>158,105</u>	11,469	<u>169,574</u>	<u>18,653</u>	8,000	<u>26,653</u>	<u>196,227</u>
76名以上100名未満	151,719	11,469	163,188	17,950	6,000	23,950	187,138	76名以上100名未満	151,719	11,469	163,188	17,950	6,000	23,950	187,138
養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>158,485</u>	11,469	<u>169,954</u>	<u>18,694</u>	6,000	<u>24,694</u>	<u>194,648</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>159,698</u>	11,469	<u>171,167</u>	<u>18,828</u>	6,000	<u>24,828</u>	<u>197,995</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>157,802</u>	11,469	<u>169,271</u>	<u>18,619</u>	6,000	<u>24,619</u>	<u>193,890</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>158,894</u>	11,469	<u>170,363</u>	<u>18,739</u>	6,000	<u>24,739</u>	<u>195,102</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>157,134</u>	11,469	<u>168,603</u>	<u>18,546</u>	6,000	<u>24,546</u>	<u>193,149</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>158,105</u>	11,469	<u>169,574</u>	<u>18,653</u>	6,000	<u>24,653</u>	<u>194,227</u>
100名	118,115	8,551	126,666	13,933	6,000	19,933	146,599	100名	118,115	8,551	126,666	13,933	6,000	19,933	146,599
養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>123,382</u>	8,551	<u>131,933</u>	<u>14,512</u>	6,000	<u>20,512</u>	<u>152,445</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>124,326</u>	8,551	<u>132,877</u>	<u>14,616</u>	6,000	<u>20,616</u>	<u>153,493</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>122,850</u>	8,551	<u>131,401</u>	<u>14,454</u>	6,000	<u>20,454</u>	<u>151,855</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>123,701</u>	8,551	<u>132,252</u>	<u>14,547</u>	6,000	<u>20,547</u>	<u>152,799</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>122,330</u>	8,551	<u>130,881</u>	<u>14,396</u>	6,000	<u>20,396</u>	<u>151,277</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>123,087</u>	8,551	<u>131,638</u>	<u>14,480</u>	6,000	<u>20,480</u>	<u>152,118</u>
101名以上150名未満	118,115	8,551	126,666	13,933	4,800	18,733	145,399	101名以上150名未満	118,115	8,551	126,666	13,933	4,800	18,733	145,399
養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>123,382</u>	8,551	<u>131,933</u>	<u>14,512</u>	4,800	<u>19,312</u>	<u>151,245</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(I)	<u>124,326</u>	8,551	<u>132,877</u>	<u>14,616</u>	4,800	<u>19,416</u>	<u>152,293</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>122,850</u>	8,551	<u>131,401</u>	<u>14,454</u>	4,800	<u>19,254</u>	<u>150,655</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(II)	<u>123,701</u>	8,551	<u>132,252</u>	<u>14,547</u>	4,800	<u>19,347</u>	<u>151,599</u>
養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>122,330</u>	8,551	<u>130,881</u>	<u>14,396</u>	4,800	<u>19,196</u>	<u>150,077</u>	養老ホーム勤務員処遇加算(III)	<u>123,087</u>	8,551	<u>131,638</u>	<u>14,480</u>	4,800	<u>19,280</u>	<u>150,918</u>

新	旧
別紙 2 (略) 別紙 3 (略)	別紙 2 (略) 別紙 3 (略)